

# 自主防災組織の手引き



 下 関 市

下関市総務部防災危機管理課  
(平成30年度)

# 目 次

1 はじめに	P1
2 自主防災組織の必要性	P3
3 自主防災組織のつくり方	P5
4 自主防災組織の運営体制の整備	P8
5 自主防災組織の活動	P13
6 避難行動要支援者対策	P21
7 おわりに～下関市からのお知らせ～	P22

## 1 はじめに

我が国は、国土の位置や地形、気象等の気象条件から、東日本大震災をはじめとする地震や台風・梅雨前線による集中豪雨、竜巻・強風、大雪、火山噴火等による自然災害が発生しやすい環境下にあり、社会的条件も重なることで、時に甚大な被害をもたらすこともあります。このような環境下の中で、大規模災害から、自分たちの命、地域は自分たちで守るという「自主防災」の考えがますます重要になってきています。

例えば、平成7年1月17日の早朝に発生した阪神・淡路大震災は、大規模災害時における公的な消防・防災体制の限界を示す教訓となりました。

表1の(社)日本火災学会の調査によると、この大震災により生き埋めや建物などに閉じ込められた人のうち、助かった約95%の人は家族又は隣人にによって救助され、消防機関など専門の救助隊に助けられた人は僅か1.7%にとどまっています。

このように、消防機関などの公的防災機関は、大規模災害発生直後の同時、多発、多数の被災者に対し、迅速に対応するには限界があり、人命救助や初期消火は、近隣住民に負うところが大きいのです。

また、災害が大きければ大きいほど被災者数も多くなり、さらには公的施設自体が被害を受けることや道路や橋梁などのインフラが被害を受け、災害出動や救助活動に支障を来たすケースが増大します。

さらには、災害発生直後の初動期においては、情報が錯そうし、公的防災機関による対応の的確性の低下を免れないことから、地域住民が相互に助け合い、人命救助や初期消火などに努めることが、被害の軽減（減災）に大き

な役割を果たすことになります。

このような活動が効果的に行われるためには、家庭や地域、消防団等が連携して防災訓練の実施、防災普及啓発活動等を日頃から行い、地域の防災力を高めていくことが重要です。

表1 兵庫県南部地震における市民による救助・救護活動

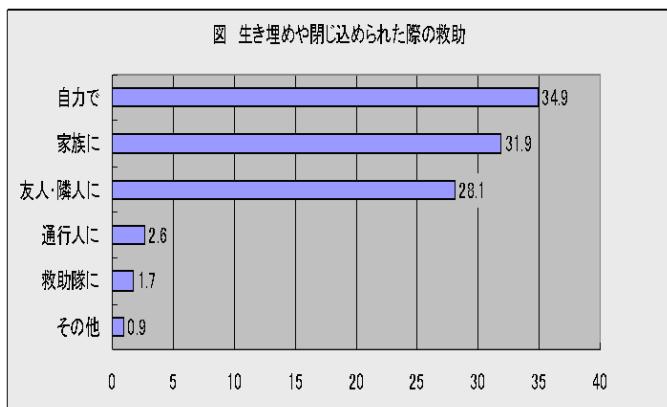


写真1 震災直後の神戸市の状況



(社)日本火災学会「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」による

下関市消防局撮影

この手引きは、自主防災組織の結成方法、活動内容等をまとめたものになっています。地域における自主防災結成のため、また自主防災組織を見直すためなど自主防災活動の一助として活用していただければ幸いです。

平成31年3月 下関市防災危機管理課

## 2 自主防災組織の必要性

### (1) 自主防災組織の意義とは

大規模災害になると、行政側からの救助・物資等が届くのに時間がかかります。例えば、東日本大震災の際には、広域的に被害が発生し、自治体の庁舎・自治体の職員も被災し、災害直後において「公助」がうまく機能しなかった地域も見られました。このような非常時には、自分たちの命は自分で守るという「自助」、自治会・近所同士で助け合う「共助」が重要になります。共助においては、非常に備え常日頃から連携・協力して防災活動を行うこと、近所同士等でコミュニケーションをしっかりとっておくことが大切です。

表2 自助・共助・公助

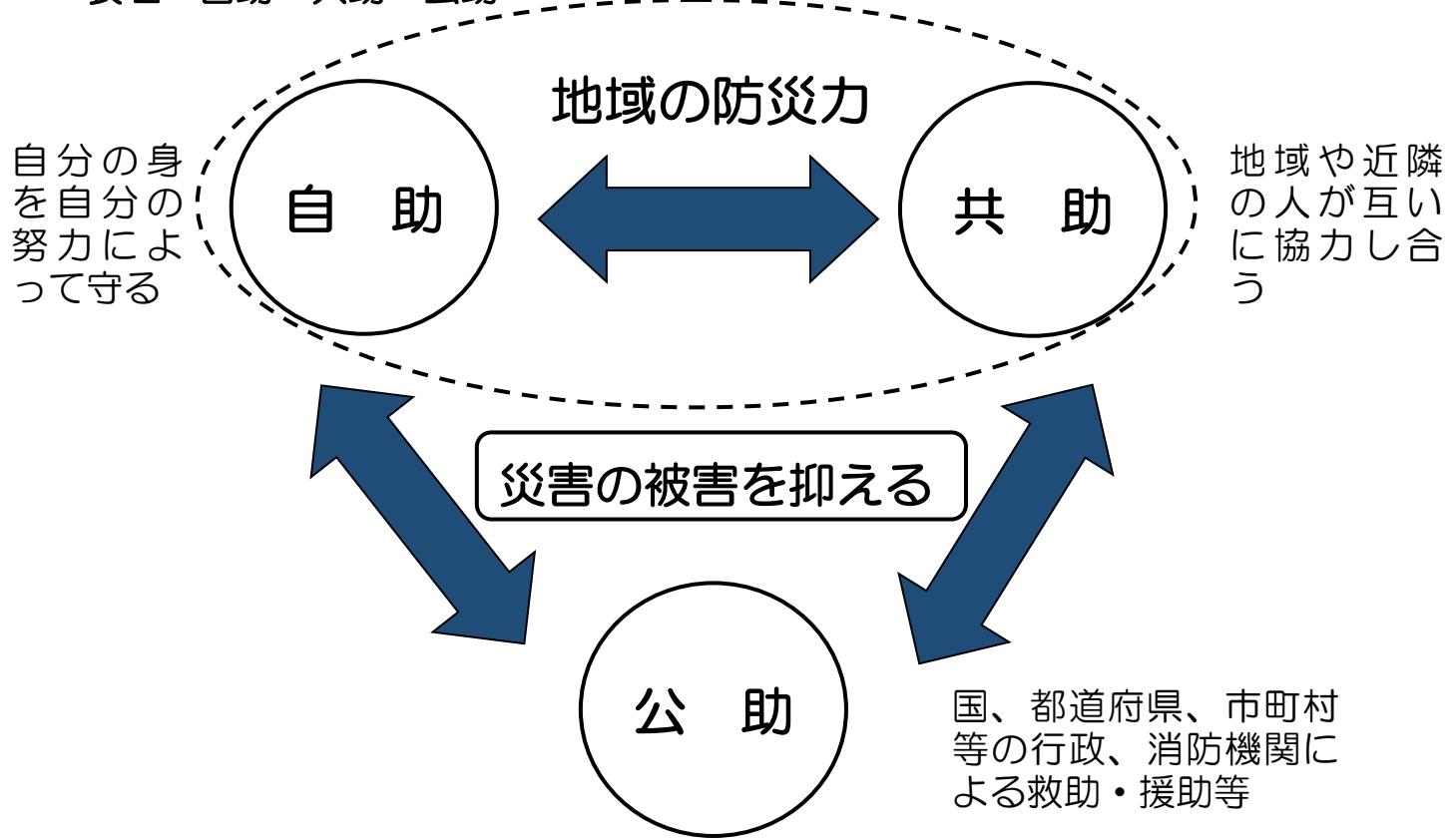


表2のように災害時には、自助・共助の自主防災と公助がうまく連携することが求められます。

## (2) 自主防災組織とは

自主防災組織とは、地域住民が、「自分達の地域は自分達で守る」という自觉、連帯感に基づき、自主的に結成する組織です。例えば、町内会や自治会などを中心に結成します。

自主防災組織は、平常時には防災訓練や広報活動、災害時には被害の防止（防災）や、被害を軽減（減災）するため、実際に防災活動を行う組織、いわば実動部隊として結成されることが望まれます。

地理的条件や自然環境による災害種別の多様化や、地域特性による住民意識や関心度などの相違により、自主防災組織の活動の具体的な範囲や内容を画一化することは効果的ではありませんので、それぞれの地域の実情に即した自主防災のシステムを整備する必要があります。

自主防災活動は、市や消防署（消防出張所）などの公的な防災機関の防災活動と密接な連携が必要となり、また、公的防災機関は自主防災に関するノウハウを提供できるため、自主防災組織の整備にあたっては、住民と公的防災機関などが十分協議のうえ、組織として実施すべき活動の具体的な計画や規約を策定するとともに、これらに基づいた効果的な防災活動が行えるよう組織での役割分担などを明確にしておく必要があります。

本市では、地域で防災に関する活動を行っている自治会・町内会等で、次のような防災に関する活動項目に該当する団体を自主防災組織として、位置づけています。

- ① 自主防災組織としての規約を制定している。
- ② 自治会規約に防災に関する組織等を規約している。
- ③ 自ら消防防災活動を行っている。
- ④ 消防防災活動に参加している。

### 3 自主防災組織のつくり方

#### (1) 自主防災組織の規模

自主防災組織を組織しようとする場合、まず、どの程度の規模の住民で組織するかを考えなければなりません。

この場合、自主防災組織は地域の住民が最も効果的に活動が行えるよう、地域の実情に即してその規模を決めることが最善ですが、一般的基準としては、次のような規模が考えられます。

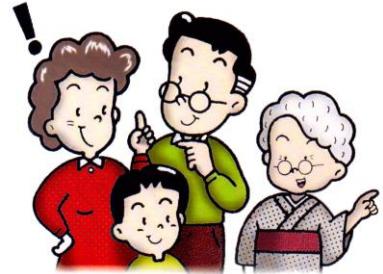
- 「自分達の地域は自分達で守る」という連帯感がわき、地域の防災活動を効果的に行える程度の規模であること。
- 地理的条件や生活環境、古くからのつながりや連帯感などから見て、日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模であること。

なお、平成27年から平成28年にかけて、市内17地区で「まちづくり協議会」が設立され、各地区において防災に関する取組みが行われてることから、各地区のまちづくり協議会も、一つの自主防災組織として認定していますが、今後も自治会や町内会等の規模を単位として、自主防災組織を編成することが必要です。

## (2) 既存の住民組織を活用する場合

自治連合会（地区でまとまった自治会の連合組織）  
や自治会・町内会など、既に地域内に存在する組織  
を活用して防災活動を展開していく方法です。

既存の住民組織を活用する場合が、最も一般的なタ  
イプのつくり方といえます。



### ア 既存の組織の活用例

- 自治連合会や自治会において、既に初期消火班や救出・救護班といっ  
た防災部門が置かれている場合は、その充実強化を図っていく。
- 防災部門が置かれていない自治会においては、自治会活動の一環とし  
て新たに防災部門を設ける。
- 比較的規模の小さい自治会や、他の自治会と結びつきが強い場合、い  
くつかの自治会の合同（例：自治連合会）により、一つの自主防災組  
織を結成する。

### イ 組織づくりの手順

- ① 自主防災組織の必要性を自治会会議等で提案し議題に加える。
- ② 自主防災組織結成案の検討・決議。（規約等の作成）
- ③ 自主防災組織を結成する。

表3 既存の自治会組織を活用した自主防災組織の3タイプ

タイプ	重複型	下部組織型	別組織型
	自治会役員が自主防災組織の役員も兼務する。	自治会長の下に自治会組織の1部門として自主防災活動部門をつくる。	自治会が中心となって自治会組織とはまったく別の自主防災組織をつくる。
長所	組織づくりが容易で活動しやすい。 住民にとって組織の仕組みがわかりやすい。	自治会長以外の役員の負担が軽い。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 経験が蓄積され専門性が高まる。</li><li>・ 活動の独自性を發揮しやすい。</li></ul>	自治会長を含む役員全体の負担が軽い。
短所		新たな選任が必要となるため、人選に苦慮する。 自治会の役員交代によって活動方針や熱意が変わる。	自治会内に「自治会長」と「自主防災組織の長」という2人の長が存在する。

### (3) 新たに組織をつくる場合

自治会などの地域コミュニティが組織されていない場合や、組織されても自主防災活動を行うまでの体制が整っておらず、新規に結成する方法です。

#### ア 組織づくりの手順

- ① どの程度の規模の組織にするかを考える。
- ② 災害や地域特性について勉強し、地域での防災活動の重要性を確認する。
- ③ 地域内で同じ考え方を持つ仲間と話し合い、活動内容を検討する。
- ④ 自主防災活動の必要性を多くの住民にアピールし、活動参加の輪を広げる。
- ⑤ 自主防災組織を結成する。

表4 新たに自主防災組織をつくる場合の長所・短所

長 所	短 所
<ul style="list-style-type: none"><li>・活動に関心の強い人だけの集団なので積極的な活動ができる、メンバーの意識も高く、各自の専門性も高まる。</li><li>・既存の様々な組織とのしがらみがなく、自由に活動しやすい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・同じ考え方を持つ人の集団なので、活動が狭い視野に陥る場合がある。</li><li>・防災活動に関心の低い他人達を批判し、地域から反感を買って孤立してしまう場合もある。</li></ul>

## 4 自主防災組織の運営体制の整備

### (1) 組織の編成

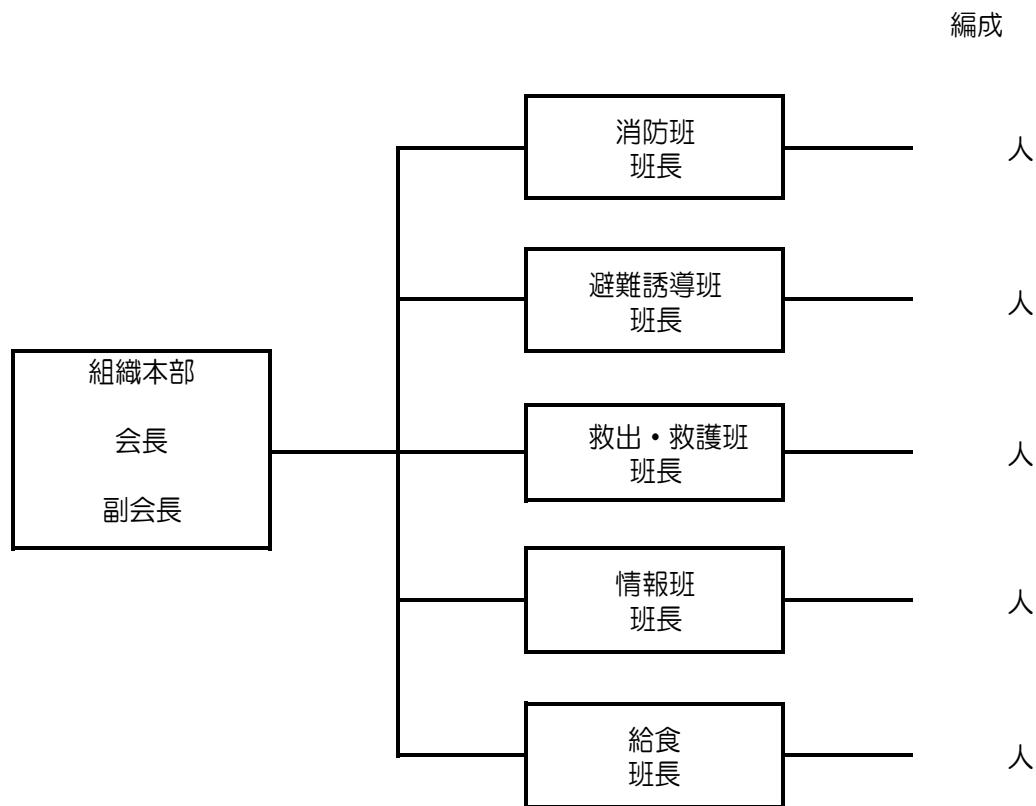
自主防災組織を結成し、活動を進めていくためには、組織を取りまとめる会長をおき、会長のもとに副会長ほか自主防災組織の活動に参加する構成員の一人ひとりの仕事分担を決め、組織を編成する必要があります。

編成にあたっては、まず活動班を編成し、活動班ごとにも指揮者（班長）を定めます。

班編成も組織の規模や地域の実情によって異なるため、まずは地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させることも必要です。

以下の表が自主防災組織の班編成の例として挙げられます。

表 4 自主防災組織の班編成の例



## (2) 組織の運営

自主防災組織を編成し効率的に運営していくためには、組織の目的や事業内容、役員の選任及び任務、防災計画の策定等について明確にした規約を定め、災害発生時に迅速かつ効率的に防災活動を行い、被害の拡大を防止するための防災計画を策定しておくことが重要になります。

また、防災活動が意義のある活動となるよう、組織の活動目標の設定や防災訓練、研修会等の活動計画を立て、安定した組織の運営を行うことが重要です。

### (3) 規約の作成

組織である以上、活動を開始する上で、規約（運営のルールづくり）が必要となります。

活動に参加する誰もが組織の活動方針や規則を理解できるように、分かりやすく明確な規約を作り、規約には、組織の目的、役員の選任や任務、組織運営、防災計画の策定などを盛り込みます。

規約を作成するにあたっては、以下のようなことに留意しましょう。

- 自主防災組織を設置する根拠は、組織に参加する住民相互の合意にあり、住民相互の合意を明確にした規約を定めておく。
- 自主防災組織を作るにあたり、町内会や自治会などの既存の組織に一つの部門として防災部門を設ける場合には、町内会や自治会の規約を改正すればよいが、新たに自主防災組織を設ける場合には、規約により必要事項を明確にする必要がある。
- 規約は、組織の目的、事業の内容等を明らかにするとともに、役員の任務、防災計画等の策定について定めるものである。

自主防災組織としての規約を作成したら、その規約を基に、班編成の組織図や平常時や災害時における行動をまとめた防災計画、活動目標・年間活動目標も作成しましょう。

以下の表が規約の例として挙げられます。

表5 ○○自治会自主防災組織の規約（例）

<p>○○自治会自主防災組織の規約 (目的)</p> <p>第1条 ○○自治会自主防災組織(以下「防災組織」という。)は、自主的な防災活動を行い、災害(地震その他)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 防災に関する地域の普及に関すること。</li><li>② 災害発生時における情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、応急手当及び炊き出しに関すること。</li></ul> <p>(防災組織の役員)</p> <p>第3条 防災組織の役員には○○自治会の役員をもって充てる。</p> <p>(役員の任務)</p> <p>第4条 会長は、防災組織を代表し、災害発生時には、応急対策の指揮をとる。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を行なう。</p>	<p>3 班長は、担当班の任務遂行及び会務の処理を行う。</p> <p>(推進項目)</p> <p>第5条 防災組織は、災害による被害の防止及び軽減を図るために、次の項目を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 防災組織の編成及び任務分担に関すること。</li><li>② 防災知識の普及に関すること。</li><li>③ 防災訓練の実施に関すること。</li><li>④ 災害発生時における情報収集・伝達、出火防止、初期消火、救出・救護、避難誘導、応急手当及び炊き出しに関すること。</li><li>⑤ その他必要とする事項</li></ul> <p>(雑則)</p> <p>第6条 この規約に定めのない事項で、防災組織の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定め、会議(定期・臨時)において会員に了承を得るものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成○○年○○月○○日から実施する。</p>
--	--

#### （4）組織を担う人材の育成

自主防災活動は、住民の自主的な活動であり、活動が活発化するのもマジネリ化するのも、組織の中心的なリーダーの熱意に負うところが大きいと考えられます。

自主防災活動にとって望ましいリーダーとは、次のような人をいいます。

- 防災問題に関心が高く、かつ、防災対策の経験も豊かな人
- 行動力のある人
- 地域において人望の厚い人
- 地域全体のことを考えられる人
- 多数意見を取りまとめ、少数意見を尊重できる人



また、災害発生直後の混乱した状況下に直面した場合、住民と協力して消火、救助活動をしていくために、リーダーには次のようなことが求められます。

- 非常時でも周りを仕切る力があること。
- 周りに声をかけて、活動に参加を促すことができる力があること。
- 消火、救助活動、誘導方法など災害に直面した時の対応に対して知識が豊富であること。

災害発生直後には、このようなリーダーが求められ、こうしたリーダーは地域に何人いてもよいと考えられます。

※ 医師や看護師の資格を有している方や、自衛官、警察官、消防職員など防災・危機管理業務のOBの方は、専門分野の知識を有しているので、リーダーとして加わっていただくように呼びかけましょう。

特に日本防災士機構が認定する防災士は、社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待されています。

## 5 自主防災組織の活動

### (1) 日常における活動

#### ア 防災知識の普及・啓発

自主防災組織の活動において、地域住民が防災に関する知識を習得で  
きるようにするためにには、あらゆる機会をとらえて普及・啓発に取り組  
み、地域ぐるみで防災意識を醸成する必要があります。例として、

- 会合の機会に、防災について話し合う機会をできるだけ増やす。
  - 地域の行事やイベントの中で、防災啓発の機会を設ける。
  - 県や市が主催する防災関係の講演会や研修会などに参加する。
  - 防災知識に関するチラシやパンフレットを作成、配布する。
- などの方法があります。

また、各家庭においても災害に対する備えをしておくことは、各自  
の生命、身体、財産を守るばかりでなく、地域の被害を軽減するために  
必要不可欠ですので、家庭における防災対策も自主防災組織の活動とし  
て継続的に取り組みましょう。

#### イ 地域の災害危険箇所の把握

地域の災害危険箇所を把握し、防災に関する認識を高めることも大  
切です。本市が作成・公表している「ハザードマップ」を活用し、災害  
に応じた危険箇所を把握しておきましょう。

※下関市ホームページ(ウェブサイト) 「各種防災マップ」 URL

<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/genre/000000000000/1348559700668/index.html>

また、把握した危険箇所について、平時から想定される被害や防災拠点等とあわせて、「防災マップ」としてまとめておくと、実際の災害時に大いに役立つほか、地域住民とともに作成することによって、地域の防災意識向上の効果が期待できます。

#### 自分たちのまちを知るためのポイント

##### (1) 地域の状況把握のポイント

###### ○ 自然やまちのこと

- ・大きな川、小川、用水路など
- ・池、沼、湖、海岸線など
- ・鉄道
- ・道路
- ・低地と山地、丘陵地の境界部分
- ・田畠
- ・広場、公園



###### ○ まちの施設や人のこと

- ・市役所(総合支所・支所を含む)や医療機関など防災活動を行う機関や施設
- ・避難所や集合場所など、地域防災のために役に立つ施設
- ・自主防災組織役員など、頼りになる人がいる場所
- ・災害時に手助けが必要な人がいる場所、手助けをしてくれる人がいる場所
- ・落下したり倒れたりした時に危険となる施設
- ・人が集まる施設

###### ○ 災害時に危険なところ（地震）

- ・地震発生時に通行止めになりそうな場所
- ・かけ崩れなどが起こりそうな場所
- ・建物が倒れたり、橋が壊れたりするなどの被害が想定される場所
- ・火災が発生したら燃え広がりそうな場所
- ・津波が来た場合に、被害を受けそうな場所
- ・その他、被害が想定される場所

###### ○ 災害時に危険なところ（風水害）

- ・浸水しそうな地域
- ・親水設備のある小川、用水路
- ・建物や橋が流されるなどの被害が想定される場所
- ・地下鉄、地下のガレージ、アンダーパスなどの水に浸かりやすい場所
- ・土砂崩れが起こりそうな場所

##### (2) 細部の点検ポイント

###### ○ 危険物点検

- ・灯油、塗料、ガス、ベンジンなど、危険物の保管状況
- ・ガソリンスタンドやガスを詰める施設など、消防法などで厳しく規制されているところ
- ・危険物の流れ出しそうなところ

- 道路点検
  - ・地域主要道路の車両渋滞の程度
  - ・違法駐車や放置自転車の状況
- 倒壊物・落下物点検
  - ・ブロック塀や石塀
  - ・地域の集会所などの建物の倒壊の危険
  - ・商店の棚や自動販売機
  - ・地域内の看板
  - ・2階建て以上の建物の窓ガラス
  - ・バルコニーなどの植木鉢や洗濯機など
- 建物点検
  - ・建物や堤防などのひび割れや欠け落ちなど
  - ・建物やアーケードなどのネジやボルトの緩み
  - ・建物や水槽の水漏れや腐食

## ウ 防災訓練

防災訓練としては、個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練が代表的に実施されています。こうした訓練は重要で、発災時に人の命を救い、災害を拡大させないにつながります。

### (ア) 個別訓練

#### ①情報収集・伝達訓練

地域で災害情報の収集・伝達を行う際には、自主防災組織の果たす役割が極めて重要です。自主防災組織が市役所や消防機関等からの情報を住民に伝えたり、逆に地域の被害状況や住民の避難状況などの情報を収集して、市役所や消防機関等に報告したりする方法を習得しておきましょう。

#### ②消火訓練

地震発生時の火災が、被害を何倍にも大きくすることは、過去の地震災害の例から明らかのように、出火防止や初期消火は

被害の拡大防止のために非常に重要です。自主防災組織で消火器や消火バケツなどの消火用資機材を保管されている場合は、その使用方法や消火技術について習熟しておきましょう。

また、火災予防運動などの機会をとらえて、住民の防火意識の向上に努め、日頃から地域ぐるみで出火防止に心がけましょう。

### ③救出・救護訓練

負傷者等の応急手当の方法、搬送の方法等を日頃から習得しておきましょう。



### ④避難訓練

突然の災害にも落ち着いて避難行動をとることができるようにするために、普段から避難経路・避難所を確認しておくことが重要です。



自主防災組織としては、組織ぐるみで避難の要領を把握し、避難所まで迅速かつ安全に避難できる備えを考えておきましょう。また、避難状況の把握方法の確認や、避難行動要支援者の避難支援について、想定があるところは、機能するか確認しておきましょう。

### ⑤避難所運営訓練（避難所体験訓練）

災害時に開設される避難所の運営には、地域のことをよく知る自主防災組織が積極的に関わる必要があるため、避難所の運

営や避難者への生活支援の方法を考えておきましょう。

## ⑥給食・給水訓練

食糧や飲料水を確保する方法、食糧等を各人に効率よく配給する方法を考えてみましょう。

### (イ) 総合訓練

個別訓練によって習得した知識・技術を、総合した訓練の方法があります。実際の災害時においては、初期消火、救出・救護、情報伝達、避難誘導、給食・給水などを一連の流れの中で実施する状況も考えられますので、総合訓練は、組織内での相互連携や有機的な防災活動の効果が期待できます。

### (ウ) 体験イベント型訓練

防災と直接関係しないイベント（キャンプ、学校や地域の運動会など）で、災害時に役立つ基礎知識の普及や、災害疑似体験のようなプログラムを取り入れることも訓練の一つとしてとらえることができ、参加者の災害対応能力を高めることができます。

### (エ) 図上訓練

図上訓練は、災害へのイメージトレーニングとして、災害に対する地域や自らの意識に何が足りないか（例えば、被災した時の知識や消火活動等の防災行動力等）への「気付き」となり、今後どんな訓練を行えば良いのかという「行動」にもつながります。

## 工 防災資機材等の整備

自主防災組織が、情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水等の役割を果たすためには、それぞれの役割に必要な資機材等を備えておく必要があります。自分の地域に何があるのかを確認して不足しているもの、新たに必要とされるものがあれば計画的に整備するとともに、いざというときに使用できるよう、日頃から点検と取扱い方法の習熟に努めておきましょう。

### (2) 災害時の活動

#### ア 情報の収集及び伝達

##### ①地震の場合



災害情報は、ラジオ、テレビ、インターネットの他、防災行政無線や緊急速報メールを通じて伝達されますが、地域の情報を網羅的に収集し、地域の住民にきめ細かく情報を伝達するために、自主防災組織が災害情報の中継点として、市役所や消防機関等から伝達すべき情報を流したり、逆に地域の被害状況、住民の避難状況等を自主防災組織で収集し、市役所や消防機関等に報告したりする役割が求められます。

##### ②風水害の場合

風水害では、被害の及ぶ切迫性が現れてから、いかにすばやく避難を開始できるかが力ギとなるため、正確な情報収集・伝達が重要となります。特に、風水害時の避難勧告等の情報は、防災行政無線や広報車の音が雨音でかき消されるなどして、住民に伝わらない場合がありますので、

自主防災組織が早めにこうした情報を収集し、住民に伝えることが必要です。

## イ 出火防止、初期消火

地震発生時は建物の倒壊や地割れによる道路の通行不能や、火災の同時多発、水道管の折損などにより、消防機関の活動が制限されます。

万一、火災が発生した場合は、自主防



災組織が中心となって、消火器や水バケツなどを使用し、初期消火や延焼防止を行いましょう。

## ウ 救出・救護

地震が発生すると、建物倒壊や落下物等により多数の負傷者が発生し、救出・救護が必要な事態が生ずるため、自主防災組織としては、倒壊物や瓦礫の下敷きになった人を、資機材を使用して救出にあたるほか、負傷者には、応急手当等を行い、病院へ搬送する等の支援が求められます。

## エ 避難及び避難所運営

### (ア) 避難誘導

被害の状況や災害が発生した時期や時間帯、火災発生時の風向き等によって、安全な避難経路や開設される避難所が異なるため、正確な情報把握に努める必要があります。

## (イ) 避難所の開設・運営等

避難所は、災害の直前・直後において、住民の生命の安全を確保する施設として、さらに災害の規模や被害状況に応じて一定期間生活する施設として、重要な役割を果たします。避難所における「生活の質」を確保するためにも、避難所の設置後、速やかに施設管理者や市職員による運営から、避難者による自主的な運営に移行することが必要です。

避難所の運営を進めるにあたっては、多様な主体が責任者として加わり、様々なニーズに関する意見を反映させることが重要であるとともに、個々の事情により在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた被災者も支援の対象とすることが求められます。

なお、本市では、住民等で避難所の運営等を円滑に行えるようにするための「下関市避難所運営マニュアル」を作成し、ホームページで公開しています。ご参考にされてください。

※下関市ホームページ(ウェブサイト)「下関市避難所運営マニュアル」URL

<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1489484296146/index.html>

## 才 給食・給水

地震が発生した場合、停電、断水、ガスの供給停止に加えて、食糧、飲料水、生活用水も不足することが予想されますので、自主防災組織としては、避難所等での安心・安全な生活支援として、食糧や飲料水、救援物資の配分を行うほか、炊き出しを行う必要があります。

炊き出しを行う際は、衛生面に十分配慮し、食中毒等の二次災害を出さないよう心がけましょう。また、住民への給水・給食にあたっては、避難行動要支援者や自宅で避難生活を送っていても、調理ができずに食事を求めて避難所へ来る人、帰宅困難者となった地域外の人等の避難所外被災者についても、支援の対象とすることが必要です。

## 6 避難行動要支援者対策

避難行動要支援者とは、当該地域に居住する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する方のことです。また、地理や災害に関する知識が乏しく日本語を解せない外国人、妊産婦や子どものほか、観光地等では旅行者等も広い意味で避難行動要支援者にあたる場合があります。避難行動要支援者への支援は、主に情報及び行動への支援が挙げられますが、それぞれの状態によって支援すべき内容が異なるため、注意が必要です。

自主防災組織においては、災害時、避難行動要支援者の「誰が、どこに、どのように避難支援するか」、つまり避難支援者、情報伝達の方法、避難場所、避難のタイミング、避難所までのルート・交通手段などを整理しておく必要があります。また、こうした支援方法が実際に機能するかどうか、定期的な訓練を通じて点検し、必要があれば更新・改良することが重要です。

## 7 おわりに～下関市からのお知らせ～

### (1) 下関市防災メール

下関市では、市民の皆さんのが安全で安心して暮らせるように、携帯電話やパソコンに、気象情報・地震情報・避難情報などの防災情報、交通安全・防犯情報、火災情報などの中から希望する情報を配信する「下関市防災メール」を配信しています。

登録を希望される方は、以下のメールアドレスに空メールを送信し、返信されたメールの手順に従ってご登録ください。

 メールアドレス：

bousai-shimonoseki@xpressmail.jp



### (2) しものせき緊急情報自動案内

屋外スピーカーなどから広報した内容や避難に関する情報を、電話で確認することができます。以下の電話番号にお電話ください。

TEL：0180-99-8080

### (3) その他

下関市では、災害に備えるための講座や災害図上ゲーム（D I G）などの市民向け出前講座を、自主防災組織からのご要望などに応じて行い、

自主防災組織活動のお手伝いをしています。

皆様の地域やグループなどにおかれまして、防災の市民向け出前講座の実施を検討している組織がありましたら、生涯学習プラザのホームページ（URL…<http://s-dreamship.jp/events/lectures.html>）でご確認されるか、以下のところまでお問い合わせください。

最後に、この手引きと共に総務省消防庁が発行している、「自主防災組織の手引－コミュニティと安心・安全なまちづくり－（平成29年3月 総務省消防庁）」も参考にされ、ご活用していただけます。

【お問い合わせ先】

〒750-8521

下関市南部町1番1号

下関市総務部防災危機管理課

TEL：083-231-9333

FAX：083-231-9966

Eメール：[skbousai@city.shimonoseki.yamaguchi.jp](mailto:skbousai@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)